



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

天井ユニット

Ceiling-units

BLS CU:2024

2024年8月1日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビング**

目 次

優良住宅部品認定基準

天井ユニット

第1章 総則

I. 総則

第2章 性能基準

I. 通則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

1. 天井ユニットの性能等に係る要求事項
 - (1.1 機能の確保)
 - 1.2 安全性の確保
 - (1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保)
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 天井ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
2. 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェイスの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
3. 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

天井ユニット

第1章 総則

I．総則

この基準は、一般財団法人ベターリビング（以下「財団」という。）が行う優良住宅部品の認定及び評価に関し必要な事項を定めるものである。なお、当基準以外の方法について、その性能が同等以上であると財団が認めるときは他の方法によることができる。

第2章 性能基準

I．通則

1. 適用範囲

R C造等の住宅におけるスラブの下に設けられる住宅の内部の天井を構成するものであり、スラブ下に付設された配線・配管等のためのスペースが確保され、以下の各要件を満たしているものを対象とする。

2. 用語の定義

- a) 固定材：天井材をスラブに固定する垂直部材をいう（ホールインアンカーを含む）。
- b) 面材：天井を構成する水平部材をいう。
- c) 下地材：天井を構成する構造用部材をいう。
- d) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- e) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- f) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- g) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

天井ユニットの構成部品は表－1による。

表－1 天井ユニットの構成部品

構成部品名	構成の別(注)	備考
固定材	●	
面材	●	
下地材	△	
回り縁	△	
補強材	△	
寸法調整材	△	
設備アウトレットボックス	△	
点検口	△	

注)

●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化していること。又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。

<以下 例示仕様>

	材料名	規 格
金属材料	鉄材	鉄材に JIS H 8610:1999「電気亜鉛めっき」4.1 a) 表 1 に規定する 3 等級の防錆処理を施したもの。
	アルミニウム及びアルミニウム合金	アルミニウム及びアルミニウム合金の表面に JIS H 8602:2010「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜」4. 種類の表 1 に規定する C 種を施したもの。
木質系材料	製材	JAS 1083:2019「製材」の規定によるものとし、含水率は 15% 以下に乾燥されたものとする。
	集成材	「集成材の日本農林規格 (JAS)」、JAS 1083:2019「製材」第 5 条(構造用集成材の規格)の規定によるものとし、小口方向の継手が同一箇所にならないように 3 層以上積層したもの。
	合板	「合板の日本農林規格 (JAS)」の規定によるものとし、積層数は 3 プライ以上のものとする。接着の程度は、同規格の 2 類以上とする。ただし、耐水性を必要とする場所に使用する場合は、同規格の 1 類以上の接着力を有するものとする。
	単板積層材 (LVL)	JAS 0701:2023「単板積層材」の規定によるもの。
	ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	JIS A 5905:2022「繊維板」の規定によるもの。
その他	断熱材	JIS A 9521 : 2022「建築用断熱材」に規定する押出法ポリスチレンフォーム断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材、ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材 2 号。
	せっこうボード製品	JIS A 6901 : 2014「せっこうボード製品」に規定するせっこうボード、化粧せっこうボード、シージングせっこうボード。
	クッションゴム材料	JIS K 6386:2019「防振ゴムーゴム材料」4.2 の表 1 に規定する記号 A の種類とする。
	接着剤	JIS A 5538 : 2003「壁・天井ボード用接着剤」に規定するもの。
	軟質ポリ塩化ビニル (PVC)	材料の仕様及び物性値が明確にされたものであること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

- a) ユニットの組立及び取付け
- b) ユニットの調整

6. 寸法

ユニットの寸法は以下の寸法を基に設定すること。

91×n、150×n 若しくは 303×n または総合的に適正な寸法体系とすること。

Ⅱ．要求事項

1. 天井ユニットの性能等に係る要求事項

(1.1 機能の確保)

1.2 安全性の確保

(1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保)

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、次のいずれかであること。

- 1) 建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

- 2) 同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

b) 表示

前項 a) が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

燃焼した際に有毒なガス、煙等を多量に発生するような材料を使用しないこと。

1.3 耐久性の確保

a) 湿分に対する安定性

天井ユニットの湿分に対する安定性は、高湿側を相対湿度 $90 \pm 5\%$ ・温度 20°C 、低湿側を相対湿度 $50 \pm 5\%$ ・温度 20°C として8時間、その後両室とも相対湿度 $50 \pm 5\%$ ・温度 20°C として16時間静置する。この24時間を1サイクルとし5サイクル繰り返し、各サイクルの面外変形が測定高さの $1/200$ 以下であること。

＜試験：BLT CU-01「加湿繰り返しによる変形試験」＞

b) 熱に対する安定性

天井ユニットの熱に対する安定性は、屋内側となる面の全面に $800\text{W}/\text{m}^2$ のふく射熱を8時間照射した後16時間室内に静置する。この24時間を1サイクルとし5サイクル繰り返し、各サイクルの面外変形が測定高さの $1/200$ 以下であること。

＜試験：BLT CU-02「加熱繰り返しによる変形試験」＞

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 天井ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。
- b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。
- b) 小型化、軽量化、部品設計の工夫等により、材料の使用量を削減していること。
- c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。
- d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。
 - 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。
- e) 表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。
- f) 地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 梱包材料の使用量を削減していること。
- b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。
- c) 梱包材が複合材のものにあつては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。

- d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること
- e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における 13 物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。
- b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

- a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。
 - 1) 材料ごとの分離が容易であること。
 - 2) 再資源化が容易な材料を使用していること。
 - 3) 種類ごとに材料名の表示があること。
 - 4) 再資源化を実施していること。
- b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。

2. 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

次の a) 又は b) により生産管理されていること。

- a) ISO9001、JIS Q 9001 の認定登録が維持されていること。
- b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。
 - 1) 工場及び作業工程
 - 以下の内容が明確にされていること。
 - ① 工場の概要
 - i) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等
 - ii) 工場の従業員数
 - iii) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績

② 作業工程

工程（作業）フロー

2) 品質管理

以下の方法により品質管理が行われていること。

① 工程の管理

- i) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。
- ii) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。

② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。

③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。

④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。

⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。

- i) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項
- ii) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項
- iii) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- iv) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- v) 苦情処理に関する事項

3) その他品質保持に必要な項目

- ① 品質管理が計画的に実施されていること。
- ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。
- ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、5年数以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合

- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。

- a) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。
- b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）を明記した図書が整備されていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及び使用等に係わる前提条件を明確にしていること。
 - 1) 住宅部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。
 - 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

- a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。
- b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。
- c) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

- a) 天井ユニットの性能

天井ユニットは、取り合う他の部位と寸法調整を行えるようにすること。

- b) 少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。
 - 1) 取付寸法と標準納まり図
 - 2) 取付下地の処理
 - 3) 構成部品の規格

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

- a) 次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。

- 1) 施工の範囲及び手順
 - ① 天井ユニットの組立及び取付け
 - ② 天井ユニットの調整
- 2) 施工上の留意事項等
 - ① 取付下地の確認方法
 - ② 現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点
 - ③ 取付け後の検査及び仕上げ
- 3) 関連工事の留意事項

各種の躯体との取り合い部分について、標準納まり図が用意されていること。

- b) 当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。
- c) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

3. 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 仕上げ・材質
- b) 各種寸法
- c) 付属部品の種類・構成

3.2 使用に関する情報提供

- a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 製品の使用方法（誤使用、事故防止のための指示・警告等）
 - 2) 製品に関する問い合わせ先
- b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 清掃方法や清掃時の注意事項
- d) 施主・維持管理者等相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る事項
- b) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（天井ユニット BLS CU : 2024）は、2024年8月1日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（天井ユニット BLS CU : 2023）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第14条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第30条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（天井ユニット） 解 説

この解説は、優良住宅部品認定基準（天井ユニット）の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 引用する関連規格の更新

引用するJAS(単板積層材（JAS 0701）)を最新版に更新した。

II 要求事項の根拠

1. 湿度に対する要求性能【II. 1.3 a)】

加湿繰り返しに対する変形については、繰り返し加湿を行った場合に天井の変形が1/200以下であることを規定している。この変形が大きいと居住環境だけでなく、天井仕上げ材にも影響するためこの規定値を設けたものであり、数値については、仕上げ材にも影響を与えない値として過去の実績をもとに判断したものである。

2. 熱に対する要求性能【II. 1.3 b)】

加熱繰り返しに対する変形については、繰り返し加熱を行った場合に天井の変形が1/200以下であることを規定している。この変形が大きいと居住環境だけでなく、天井仕上げ材にも影響するためこの規定値を設けたものであり、数値については、仕上げ材にも影響を与えない値として過去の実績をもとに判断したものである。

3. 環境に対する配慮【II. 1.4】（任意選択事項）

各方面からのニーズが高まっている環境対策について、2003年に当財団、(社)リビングアムニティ協会、及び環境共生住宅推進協議会と共に「住宅部品環境大綱」を策定し、環境に配慮した住宅部品の開発・普及に努めることを宣言した。優良住宅部品認定基準においても「環境負荷の低減」に関する事項を任意選択事項として定め、申請者の製造場における環境負荷の低減への取組み等を評価することとした。

1) 製造場の活動における環境配慮【II. 1.4.1】（任意選択事項）

環境に配慮した製造には、ISO14001等の環境マネジメントシステム取得のほか、独自に環境方針や環境基準を定め、省エネルギー型生産設備の導入、環境法令(騒音、振動、排水、排気、廃棄物の処理など)に基づいた製造等が考えられる。環境マネジメントシステムの取得を義務付けるものではない。

2) 天井ユニットのライフサイクルの各段階における環境配慮【II. 1.4.2】（任意選択事項）

全ての住宅部品は、設計から廃棄に至るまでの部品のライフサイクルの各段階（次の①から⑥の各項）において、必ず何らかの環境負荷を発生させており、一部の申請者では、環境負荷低減に向け業界をリードする積極的な活動の裾野を広げることを目的に、これらの活動を評価する基準を設けた。なお、当面の間は対象となる住宅部品が一部の住宅部品と考えられることから、任意選択事項とした。

① 材料の調達時における環境配慮【II. 1.4.2.1】

② 製造・流通時における環境配慮【II. 1.4.2.2】

- ③ 施工時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.3】
- ④ 使用時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.4】
- ⑤ 更新・取外し時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.5】
- ⑥ 処理・処分時における環境配慮【Ⅱ．1.4.2.6】

4. 供給者の供給体制等に係る要求事項【Ⅱ．2】

B L 部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取替えの確実な実施が行われることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を制定した。

1) 適切な品質管理の実施【Ⅱ．2.1】

認定の対象となる部品は工業化された部品であり、製造における品質の安定性が強く求められている。これら品質管理の手法としてISO9001等の品質マネジメントシステムを用いるケースが増えてきていることから、その内容を認定基準として取り入れた。また、従前の認定基準総則において要求していた「生産上の品質管理規準」も、ISO9001と同等の品質マネジメントシステムとして考えられる。

2) 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保【Ⅱ．2.2】

使用者への情報提供不足からクレームとなることが多く、これらを抑制するためには、製品個々の実力、性能を維持し続けるための適切な使用方法、消耗品の有無及び交換頻度等の情報を、適切な情報伝達により使用者と共有することが重要と考えられる。

そこで、製品の確実な供給を行うとともに、適切なアフターサービスの提供により顧客満足度の向上に努めることなどの取組み内容を求めた。

3) 適切な品質保証の実施【Ⅱ．2.2.1】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅の主要構造部等に対し10年間の瑕疵担保責任づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、かつ「別に定める免責事項」を保証書等に記載することを要求した。また、保証期間には「施工の瑕疵を含む」事を明確に表示することを求めた。

4) 確実な供給体制の確保【Ⅱ．2.2.2】

全てのB L 部品への要求事項。

5) 維持管理のしやすさへの配慮【Ⅱ．2.2.3.1】

全てのB L 部品への要求事項。消耗品の交換やメンテナンスの実施のしやすさ等を求めた。

6) 補修及び取替えへの配慮【Ⅱ．2.2.3.2】

全てのB L 部品への要求事項。「取替えパーツの供給可能な期間の設定」に加え、消費者との間で誤解を招きやすいような消耗品の有無や交換頻度など、維持管理上の重要情報の有無を明確にしておく事を求めた。

住宅部品に対するクレームのひとつとして、メーカー側から必要情報が提供されていないことや、住宅部品の流通段階で情報が適切にリレーされず、使用者等に必要情報が届かないことによるものがある。これらを改善するために、使用期間中に交換や点検が必要な部品(消耗品や補修用性能部品と呼ばれている部品)の有無やその交換頻度(交換条件等を含む)の情報を提供することにより、メーカーと使用者等との間のトラブル

低減に努めることとした。

なお、交換頻度については、設置環境、使用環境、その他、複数の条件が重なることにより、バラツキが大きいと、できる限り想定している前提条件を明確にし、交換頻度とともに使用者等へ情報提供を行い、住宅部品が使用されることが必要と考えられる。

また、住宅部品の設計耐用年数は、建築躯体の寿命まで住宅部品の更新を行いながら使い続けるために、大変重要な情報であるが、使用者等が「設計耐用年数」*¹、と「製品保証期間」*²等を同一のものと捉えているケースが多く、住宅部品の設計耐用年数の公表は市場をさらに混乱させる可能性が高いと考えられるため、当財団では第三者機関として、企業と使用者等との間で共通認識されていない用語や定義の通訳を行うなど、お互いが都合の良い判断や一方的に妥協させられる対応が行われないよう環境整備に努める。

* 1：メーカーが住宅部品の開発・製造時に設置環境、使用環境、使用条件等を設定し、基本性能や機能が維持するであろう年数として設定する耐用年数をいう。

* 2：住宅部品の初期故障等のフォローを意識している保証期間をいう。製品の初期不良や設計上の瑕疵等の保証のみについて行うことが多く、基本性能の維持等使用状況等に左右される部分の保証は行っていないケースが多い。

7) 確実な維持管理体制の整備【Ⅱ．2.2.4】

全てのB L部品への要求事項。消費者対応が適切に行われるよう、相談窓口機能及び維持管理機能の継続を要求した。又、これらの対応を行う者に対して資質の向上、最新情報の入手や共有等計画的な教育の実施を求めた。さらに、維持管理対応記録の管理を求めた。

8) 適切な施工の担保【Ⅱ．2.3】

従前からの全ての部品への要求事項としての適切なインターフェイスの設定に加え、供給者の意図とは別の施工によりトラブルが発生しないよう、施工方法・納まりの明確化、施工上の注意点、禁止事項の明確化を求めた。

なお、不適切な隠蔽部位の寿命構成や、納りの不適切さによって生じる本来の改修目的以外の部位の工事の抑制等の観点からインターフェイスを設定しておくことが必要と考えられる。また、住宅部品の廃棄時を考えた場合、できる限り住宅部品間あるいは建築躯体間とで、分別しやすい納り等を設定していることも重要である。

さらに、施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化や施工における注意事項及び禁止事項を明確にしておくことを求めた。

5. 情報の提供に係る要求事項【Ⅱ．3】

住宅部品に対するクレームを低減するために、住宅部品の持っている情報を、メーカーから使用者へ確実に伝えることが重要となる。住宅部品の選択段階、施工段階、使用段階、維持段階の各段階において、適切な情報を適切な方法で関係する者へ提供する事を求めた。消耗品の有無や価格等のような情報については、消費者が部品選択時に情報提供を受ける事により、クレームとはなりにくいものであり、適切なタイミング及びルートで提供されることが必要である。

1) 基本性能に関する情報提供【Ⅱ．3.1】

設計者が設計ミスを犯さないよう、また、消費者が誤解しないよう、部品選択時ににおいて情報提供しておくべき内容をまとめ、カタログ等により提供する事を求めた。

使用者へ提供されるべき情報については、メーカーから直接届くものと設計者や施工者を介して届けられるものがあるため、後者に関しては使用者へ確実に提供されるようお願い事項等が必要である。

2) 使用に関する情報提供【Ⅱ．3.2】

従前からの全ての部品への要求事項として、取扱説明書等において使用者へ提供すべき内容をまとめ、適切な使用に関する情報を提供する事を求めた。また、保証書等においてB L保険制度に基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることを明記する事を要求し、B L部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

3) 維持管理に関する情報提供【Ⅱ．3.3】

最低限維持管理者へ提供すべき内容をまとめ、適切な方法により維持管理の実施に関する情報を提供する事を求めた。

4) 施工に関する情報提供【Ⅱ．3.4】

従前からの全ての部品への要求事項として、施工説明書等において施工者へ提供すべき内容をまとめ、確実な施工の実施に関する情報を提供する事を求めた。また、B L保険制度に基づく優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることと、施工説明書どおりの施工を行った場合にあっては、施工者が被保険者として請求できる事を明記する事を要求し、B L部品の特徴である保険の付保についての認識を高めることとした。

Ⅲ その他

1. 基準改正の履歴

【2023 年 4 月 21 日公表・施行】

(1) 引用する関連 JIS 規格の更新

引用する JIS 規格(繊維版)を最新版に更新した。

(2) 要求事項の表現修正 (全品目共通)

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保、3.2 使用に関する情報提供、3.4 施工に関する情報提供の要求事項について、他の認定基準と整合するため表現を修正した。

【2022 年 8 月 1 日公表・施行】

(1) 引用する関連 JIS 規格の更新・削除

4. 材料の例示仕様で示す断熱材について、これまで引用してきた JIS A 9511「発泡プラスチック保温材」から JIS A 9521「建築用断熱材」に移行した。また、JIS A 9521 を最新版に更新した。

【2021 年 7 月 16 日公表・施行】

(1) 試験方法の要求性能を明確にする改正

「湿分に対する耐久性」および「熱に対する耐久性」の要求性能について、変位の測定位置を明確にした。

(2) 引用する関連 JIS 規格等の更新

引用する関連 JIS 規格等を更新した。

【2020 年 4 月 1 日公表・施行】

(1) 認定基準と評価基準の統合による改正 (全品目共通)

認定基準と評価基準を統合し認定基準に一本化した。第 1 章は総則、第 2 章は性能基準と章立てし、性能基準は改正前(統合前)の評価基準をベースとし、改正前(統合前)の認定基準も包含できるようにした。

【2015 年 8 月 31 日公表・施行】

(1) 免責事項の表現の統一【Ⅱ. 2. 2. 1】

「適切な品質保証の実施」の免責事項において、他の優良住宅部品の認定基準及び評価基準と表現の統一を行った。

【2013 年 4 月 30 日公表・施行】

(1) 保証における免責事項の基準内への記載

「適切な品質保証の実施」において、基準とは別に定めていた免責事項を基準内に記載した。

(2) 適切な施工の担保及び情報提供の変更

「施工に関する情報提供」に記載していた要求事項を「適切な施工の担保」の「施工方法・納まり等の明確化」に移行し、「適切な施工方法・納まり等の確保」に変更した。また、同項に挙げた要求事項を「施工に関する情報提供」において情報提供することに変更した。

(3) 引用 JIS 規格年度の更新

引用する JIS 規格を最新版に更新した。

【2008 年 10 月 1 日一部追記】

(1) 附則の追記

全品目の基準を対象に、既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間(認定の有効期間内)は旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006 年 7 月 25 日公表・施行】

(1) 認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a) 認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b) 認定基準の充実

1) 環境に対する配慮の項目(選択)の追加【Ⅱ. 1. 4】

改正前の認定基準（BLS CU:2005）においては、環境に対する負荷の低減について定められていなかったが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況について、申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【Ⅱ．2】

B L 部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【Ⅱ．3】

B L 部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

(2) 評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を制定した。

(3) JAS, JIS 規格の統合、分離、改定、廃止に対する対応【Ⅰ．4】

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の例示仕様の規格に係る JAS, JIS が統合、分離、改定、廃止されたため、最新 JAS, JIS に定められた規格とした。

(4) 接着剤の規格の追加【Ⅰ．4】

接着剤の規格に、シックハウス対策のためにホルムアルデヒド放散量による等級区分を設けた JIS A 5538：2003（壁・天井ボード用接着剤）を追加した。

(5) 様式の変更等

認定基準の性能規定化等とともに、従来は別冊としていた総則を本基準に規定した。これに伴い、基礎基準及び選択基準（推奨選択基準、標準化選択基準）の分類の廃止、項目番号の変更を行った。

(6) <参考>資料の記載位置の変更

改正前の認定基準（BLS CU:2005）においては、情報提供上の整理区分が基準本文に添付されていたが、本項目は参考情報であり、認定基準の一部ではないことから、解説に添付することとした。

【2005 年 9 月 9 日公表・2005 年 12 月 1 日施行】

(1) 施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的に B L 保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及び B L 保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2003 年 6 月 2 日公表・施行】

(1) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の変更【Ⅱ 7. (4). 1)】

従来、B L 認定部品のホルムアルデヒド対策については、該当部品（構成部品として木質系の部材を有するもの）の基準において、J I S、J A S で定められている最高等級レベル（旧等級区分 E₀、F C₀）のものを要求してきたが、この度、シックハウス対策のための改正建築基準法（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）が平成15年7月1日に施行されることに伴い、「シックハウスに係る技術的基準」で定める内容を採用入れることとした。

本 B L 認定基準の「建築基準法施行令第 2 0 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第 4 号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。」とは、いわゆる規制対象外の材料を使用した構成部品を指している。これは、ホルムアルデヒドの発散速度 0.005mg/m³h 以下、JIS、JAS で定める等級区分 F ☆☆☆☆相当のものである。

また、「同条第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの。」は、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度 $0.005\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ を超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので、規制対象外の建築材料とみなされる。

改正基準法においては、建具の回り縁等軸状のものについては適用外となり製品によっては先述に該当しない場合もあるため、同等の性能を有するものとして基準本文に記載する試験により発散速度 $0.005\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下が確認されたものでもよいものとした。ただし、この場合、試験は第三者試験機関で行うものとする。

(2) ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け【Ⅱ 7. (4). 2)】

ユーザーが部品選択や性能確認をし易いように、当該部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分の表示を義務付けることとした。

参考 内装仕上げの制限（建築材料の区分）＜シックハウスに係る技術的基準より抜粋＞

ホルムアルデヒドの 発散速度	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた 建築材料	内装の仕上げの 制限
	名称	対応する規格		
$0.12\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 超	第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JASの IIE_2 、 FC_2 相当、無等級		使用禁止
$0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 超 $0.12\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JASの F☆☆ (IIE_1 、 FC_1)	第20条の5第2項の大臣認定 (第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす)	使用面積を制限
$0.005\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 超 $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	JIS、JASの F☆☆☆ (IIE_0 、 FC_0)	第20条の5第3項の大臣認定 (第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす)	
$0.005\text{mg}/\text{m}^2\text{h}$ 以下		JIS、JASの F☆☆☆☆	第20条の5第4項の大臣認定	制限なし

【2000年12月20日公表・2000年12月20日施行（2001年10月1日修正）】

(1) ホルムアルデヒド対策の範囲について明確化【Ⅱ 7. (4) 1)、2)】

室内空気質対策の一環として取上げられているホルムアルデヒド対策について、対象を明確にした。a.～c.については、構成材料についての考え方であるため「1）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」と項目を設けた。また、従前のd.については部品選択時に伝えてほしい情報のひとつであるため「2）部品選択時における情報提供」の項目を設け、部品供給側からこの内容に沿った配慮が必要なケースと範囲を明確にした。

「2）部品選択時における情報提供」は、ホルムアルデヒド低減対策が施された部品を設置するために使用する補強材や接着剤などにも注意を払うこととしている。ついては、設計者、施工者及びエンドユーザーそれぞれの立場で（設計前、施工前、購入前）情報を共有し、対策の必要性を意識してもらえよう、情報提供すべきである。なお、エンドユーザーに情報提供する方法として、製品カタログ、チラシ、技術資料等が考えられる。直接エンドユーザーに情報提供できない場合にあっては、設計者用資料等に「エンドユーザーへ提供してほしい情報」として必要事項を記載するなど、確実に情報を伝える方法が考えられる。

また、構成部品としてホルムアルデヒド対策の必要がない場合は、部品供給側からの情報提供の必要はない。

さらに、JIS A 5905（繊維板）におけるHB（ハードボード）について、ホルムアルデヒド放出量にかかる規定は定めていないが、MDFと同様にホルムアルデヒド放出量を、

0.5 mg/L以下に抑えることが望ましい。

(2) ホルムアルデヒド対策の推奨選択基準から基礎基準への移行

【Ⅱ 7. (4) 1)、2)】

「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された建材の市場への供給量が増加してきたこともあり、事前に告知していた通り、「Ⅲ. 2. 推奨選択基準」で要求していた性能を、平成13年10月1日付で「Ⅱ. 基礎基準」へ移行し公表した。

また、「構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が必要となる既認定品については、平成14年3月31日をもって新基準「Ⅱ 7. (4) 1)、2)」に対応すべく、変更申請により移行する。

【2000年12月20日公表・施行】

(1) 優良住宅部品の保険制度の拡充に伴う変更【Ⅱ 12.(1),(2)】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保険制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【1999年12月10日公表・施行】

(1) 品目名の変更【「Ⅰ」】

天井ユニットは、従来の認定基準では「内装システム（部位別ユニット）」に含まれていたが、品目名を「内装システム（部位別ユニット）」から、「天井ユニット」に変更した。

(2) 加湿繰り返し試験の基準値を規定化【Ⅱ 7. (3)1】

加湿繰り返しによる変形試験の変位量の規定は、高さの1/200以下と内規で定めていたが、本基準では基準値を明記した。

(3) 加熱繰り返し試験の基準値を規定化【Ⅱ 7. (3)2】

加熱繰り返しによる変形試験の変位量の規定は、高さの1/200以下と内規で定めていたが、本基準では基準値を明記した。

(4) ホルムアルデヒドの放散量の規定化【Ⅱ 7. (4)】

近年、様々な揮発性有機化合物による住宅内の空気汚染が社会問題となっている。これは、住宅の高気密・高断熱化が進むのに伴い、計画換気されていない住宅などで換気量が不足し、住宅に用いられる建材・家具などから放散される揮発性有機化合物が室内に充満することが原因である。揮発性有機化合物の一つであるホルムアルデヒドは、建材や家具などに使用される合板やパーティクルボード等の接着剤、フローリング等の接着剤に防腐剤として含まれることが多く、皮膚炎、喘息の原因となるといわれている。ホルムアルデヒドは揮発性の物質であるため換気を十分に行えば室内の気中濃度は減るが、人体への影響を考慮すると、できる限りホルムアルデヒドを含まない建材等を使用することが望まれる。

このような状況の中、平成11年3月2日に社団法人住宅生産団体連合会では、「住宅内の化学物質による室内空気質に関する指針」において、健康住宅研究会で取り上げられた優先取組物質の中でも、早急な対応が必要であるとしてホルムアルデヒド放散量の低減のための対策等を取りまとめている。この指針は、住宅の部位・部材の中でも室内のホルムアルデヒド濃度への影響が大きい内装仕上材等を主として検討の対象としており、現在入手可能な建材・施工材を使用してホルムアルデヒド放散量の低減を目指している。

当財団では、従来から、ホルムアルデヒド対策の検討を行ってきたところであるがこの指針を受け本基準に指針内容を採り入れることとした。

なお、今後は、人体に影響を与えるといわれている他の優先取組物質についても検討していく。

<参考>

[品確法評価方法基準との関係]

大項目：「6．空気環境に関すること」

表示すべき事項：「6－1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」

B L 認定基準（基礎基準）			品確法評価方法基準		
対象材料	ホルムアルデヒド 発散速度	要求事項	部位	ホルムアルデヒド 発散等級	基準の概要
構成部品 に使用する 材料	0.005 mg/m ² h 以下	F☆☆☆☆ 相当	内装仕上 げ・天井 裏下地	等級3	居室の内装の仕上げ及び居室に係わる天井裏等の下地等に用いられる特定建材がF☆☆☆☆相当